

令和8年度第2回

第137回札幌市都市計画審議会

議 事 録

令和8年7月24日（金）午後1時開会  
札幌市民交流プラザ 3階 クリエイティブスタジオ

札幌市まちづくり政策局

## もくじ

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 開会                            | 1  |
| 2 | 議事録署名人の指名                     | 1  |
| 3 | 議事                            | 1  |
|   | ◎大谷地流通業務団地について                | 2  |
|   | ◎丘珠空港緑地について                   | 9  |
|   | ◎第1清掃工場について                   | 21 |
|   | ◎札幌市景観計画の変更について               | 25 |
|   | ◎もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価手続について | 37 |
| 4 | 閉会                            | 43 |

第137回（令和8年度第2回）札幌市都市計画審議会

1 日 時 令和8年7月24日（金）午後1時00分～午後3時54分

2 場 所 札幌市民交流プラザ 3階 クリエイティブスタジオ

3 出席者

委 員：岸 邦宏会長をはじめ20名（巻末参照）

札幌市：まちづくり政策局都市計画部長 小林 伸樹

まちづくり政策局都市計画部都市計画課長 滝上 慶太郎

経済観光局産業振興部長 柄澤 晃人

経済観光局産業振興部流通担当課長 角谷 俊太郎

建設局みどりの推進部長 浜岸 俊也

建設局みどりの推進部プロジェクト担当課長 乾 泰祐

まちづくり政策局空港活用推進室長 小澤 宏亘

まちづくり政策局空港活用推進室空港担当課長 岩岡 吾一

環境局施設担当部長 犬伏 哲浩

環境局環境事業部施設建設担当課長 鳴原 亮

まちづくり政策局都市計画部地域計画課長 勝見 元暢

まちづくり政策局都市計画部調整担当課長 加藤 潤

4 議 事

【諮問案件】

（市決定）

議 案 第1号 札幌圏都市計画流通業務団地の変更【大谷地流通業務団地】

【事前説明案件】

（市決定）

事前説明 第1号 札幌圏都市計画緑地の変更【丘珠空港緑地】

事前説明 第2号 札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更【第1清掃工場】

事前説明 第3号 札幌市景観計画の変更について

【報告案件】

報 告 第1号 もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価手続について

## **第137回 都市計画審議会 案件一覧**

### **【諮問案件】**

(市決定)

議 案 第1号 札幌圏都市計画流通業務団地の変更【大谷地流通業務団地】

### **【事前説明案件】**

(市決定)

事前説明 第1号 札幌圏都市計画緑地の変更【丘珠空港緑地】

事前説明 第2号 札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更【第1 清掃工場】

事前説明 第3号 札幌市景観計画の変更について

### **【報告案件】**

報 告 第1号 もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価手続について

## 案件グループ分け

### 【諮問案件】

| 市<br>決<br>定 | 順<br>番<br>等 | 案件概要      |              |         |       |
|-------------|-------------|-----------|--------------|---------|-------|
|             |             | 地区、施設等 名称 | 都市計画決定・変更の種別 | 番号      | 採決    |
|             | ①           | 大谷地流通業務団地 | 流通業務団地の変更    | 議案第 1 号 | 第 1 号 |

### 【事前説明案件】

| 順<br>番<br>等 | 案件概要                              |              |           |
|-------------|-----------------------------------|--------------|-----------|
|             | 地区、施設等 名称                         | 都市計画決定・変更の種別 | 番号        |
| ①           | 丘珠空港緑地                            | 緑地の変更        | 事前説明第 1 号 |
| ②           | 第 1 清掃工場                          | ごみ焼却場の変更     | 事前説明第 2 号 |
| ③           | 札幌市景観計画の変更について<br>(景観行政団体からの意見聴取) |              | 事前説明第 3 号 |

### 【報告案件】

| 順<br>番<br>等 | 案件概要                         |         |
|-------------|------------------------------|---------|
|             | 名称                           | 番号      |
| ①           | もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価手続について | 報告第 1 号 |

## 1. 開 会

●事務局（滝上都市計画課長） 定刻となりました。

本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員24名のうち、20名の方がおそろいでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから第137回札幌市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課長の滝上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の委員の出欠状況についてですが、大島委員、野村委員、藤井委員、渡部（隆）委員からは、本日、欠席される旨のご連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

議案書、補足資料につきましては事前に送付しておりますが、本日、ご都合によりお持ちになられていない委員の方がいらっしゃいましたら、挙手にてお知らせください。

本日、各委員のお席には、配付資料1として会議次第、配付資料2として案件一覧、配付資料3として委員名簿及び座席表をお配りしております。

また、直前の変更となり大変恐縮ですが、議案第1号の大谷地流通業務団地及び事前説明第3号の札幌市景観計画の変更の補足資料につきましては、文言修正等に伴い、差し替えをさせていただきました。お手数をおかけしますが、差し替え後のデータ、または、机上に配付させていただいた資料にてご確認をお願いいたします。

もう一点ですが、座席表では北海道建設まちづくり局長の今井様が代理出席となっておりますけれども、ご本人に出席していただいております。

なお、本日の議案に関連する部局として、まちづくり政策局の都市計画部、空港活用推進室、経済観光局産業振興部、環境局環境事業部、建設局みどりの推進部の関係職員が出席しております。

ここで、傍聴席、報道席にいらっしゃる皆様に連絡がございます。場内の撮影につきましては、議事に入りました後はご遠慮をいただいております。議事に入るのは会長による議事録署名人の指名の後となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては岸会長をお願いいたします。

## 2. 議事録署名人の指名

●岸会長 当審議会の会長を務めます岸です。よろしくお願いいたします。

早速ですが、今回の議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は2名で、1名は学識経験者の回り番、もう1名は市議会議員と市民委員が交代で行い、それぞれの回り番でお願いしております。

今回は、木下委員と伊田委員をお願いいたします。

## 3. 議 事

●岸会長 それでは、議事に入ります。

初めに、確認事項でございます。

当審議会における採決については、札幌市都市計画審議会条例第7条第4項にございますように、出席委員の過半数をもって決しており、その確認は賛成の方の挙手により行っておりますので、ご承知おきくださいますよう、お願いいたします。

今日は、諮問案件1件、事前説明案件3件、報告案件1件について審議いたします。

ご発言に当たっては、要点を明確に、かつ、簡潔に行ってくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

#### ◎大谷地流通業務団地について

●岸会長 それでは、議案第1号の大谷地流通業務団地について、準備ができましたら担当部局からご説明をお願いします。

●柄澤産業振興部長 お時間をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、大谷地流通業務団地における都市計画変更（案）についてご説明を申し上げます。

議案第1号の補足資料をご覧ください。

初めに、本日のご説明の主な流れをご案内いたします。

大きく六つの項目に沿って進めさせていただきます。

1の都市計画の変更概要、2の大谷地流通業務団地の概要、3の都市計画の変更理由、4の前の審議会を踏まえた補足説明、5の都市計画の変更内容、6の法縦覧の結果、7の今後のスケジュールの順にご説明いたします。

それでは、目次1の都市計画の変更概要についてです。

大谷地流通業務団地内に立地するアクセスサッポロが令和9年秋に豊平区月寒東へ移転、閉館することに伴い、その跡地を大谷地流通業務団地の高度化に資する施設更新用地として有効活用するため、都市計画を変更いたします。主たる変更内容は、土地利用の位置づけを公益的施設から流通業務の用に供する施設へ変更することです。

続いて、目次2の大谷地流通業務団地の概要についてです。

6ページをご覧ください。

まず、（1）の大谷地流通業務団地都市計画の位置についてです。

団地は、JR札幌駅から約10kmの場所に位置しています。右上の赤色の点線の枠の中の青色の枠が大谷地流通業務団地の拡大図です。

次に、（2）の流通業務地区及び流通業務団地についてです。

都市における流通機能の向上や道路交通の円滑化を図るために定めるもので、札幌市では白石区と厚別区の一部を大谷地流通業務地区として定めています。この地区では、流通業務市街地の整備に関する法律により、流通業務に関連する施設以外の設置が規制されて

おります。なお、都市計画法における流通業務地区は地域地区の一つとして定められております。

続いて、流通業務団地についてですが、流通業務地区内に、その中核として特に一体的、計画的に整備すべき区域として流通業務団地が定められております。流通業務市街地の整備に関する法律や都市計画法により、建設できる施設が限定されております。なお、都市計画法における流通業務団地は都市施設の一つとして定められております。

次に、（３）の都市計画流通業務団地の内容についてです。

団地全体の面積は約154ha、その内訳としまして、トラックターミナルや鉄道の貨物駅、流通業務の用に供する施設を合わせると約112ha、公共施設や公益的施設を合わせると約42haございます。

次に、（４）の都市計画流通業務団地計画図についてです。

流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、建設できる施設が厳格に規制されており、凡例でお示ししている種類の施設を対象区域にのみ建設することが可能となっております。青色に着色された流通業務の用に供する施設には、道路貨物運送業に供する施設、倉庫、卸売業に供する施設などを建設することができます。

続いて、目次３の都市計画の変更理由についてです。

11ページをご覧ください。

まず、（１）の大谷地流通業務団地の現状と課題についてです。

一つ目として、大谷地流通業務団地は昭和42年の造成以降に全区画が埋まっており、新たな施設建設に必要な余剰地がほぼ存在しないという課題を抱えております。二つ目として、造成後50年以上が経過しており、団地内企業の建物の老朽化が進行しております。三つ目として、近年は、人材不足対策として流通・物流設備の自動化などの高度化が求められており、それに伴う施設の大型化や建て替え更新を促進するための種地の確保が喫緊の課題となっております。

次に、（２）の変更の背景についてです。

大谷地流通業務団地内に立地するアクセスサッポロは、稼働率の高止まりや面積等の機能不足により、増大する催事需要に対応できていないという課題を抱えております。こうした課題を解決するため、アクセスサッポロに代わる新たな展示場を豊平区月寒東の北海道立産業共進会場跡地に整備することといたしました。この新たな展示場は、令和9年秋の開業を目指して整備が進められております。

なお、この場所を選んだ理由は、施設規模等を実現するため、大規模な面積を確保できる市有地はこの土地以外になかったからです。

次に、（３）の目的及び必要性についてです。

このアクセスサッポロの移転後にできる跡地を団地の施設更新用地として有効活用したいと考えております。現在の公益的施設という位置づけでは流通業務施設の建設が制限されているため、都市計画を変更し、流通業務施設の建設を可能にすることが今回の変更の

目的となります。赤色の枠で囲まれた部分が今回の都市計画変更の対象となります。

なお、アクセスサッポロの移転理由ですが、この施設が建設された約40年前の当時は、展示会場と商品を保管する倉庫などの在庫を保有する拠点が物理的に近いことから、団地内企業が出展する催事が主流であり、多くの需要がありました。その後、時代の変遷により、インターネットの普及など、社会環境の大きな変化に伴う販路拡大の手段も多様化した現代では、団地内企業が出展する催事需要は少ないため、アクセスサッポロが団地内に立地する必然性に乏しいことによるものです。

次に、（４）の現在の状況についてです。

厚別川を挟んで西側にはアクセスサッポロの建物本体と駐車場があります。また、厚別川を挟んで東側にも駐車場があります。この厚別川を挟んだ東側の駐車場の中において、写真②と写真④の地中には下水道管が埋設されております。写真④は、地域密着型雪処理施設の投雪口となります。

次に、（５）の大谷地流通業務団地の上位計画における位置づけについてです。

第２次札幌市まちづくり戦略ビジョンでは、大谷地流通業務団地は高次機能交流拠点の一つと位置づけ、「流通業務の拠点として、団地の機能更新や高度化・複合化などにより物流の効率化を進めるほか、環境への負荷や物流コストの低減などを図ります」と定めております。

第２次札幌市産業振興ビジョンでは、「大谷地流通業務団地内の立地企業の施設更新に必要な土地の確保等について検討を進めるとともに、事業効率化等への取組を支援します」と定めております。

大谷地流通業務団地高度化ビジョンでは、札幌市の施設更新用地の確保、活用への取組として、アクセスサッポロの跡地について、「公的利用も含め、大谷地流通業務団地の高度化に資する施設更新用地としての有効活用を図ってまいります」と定めています。

次に、（６）の大谷地流通業務団地の都市計画における位置づけについてです。

都市計画の最上位計画である第３次札幌市都市計画マスタープランでは、「大谷地流通業務地区・流通業務団地については、流通業務地としての土地利用を前提としながら、産業構造の変化や立地企業の合理化などに伴う土地利用需要の変化に対応した土地利用計画制度の運用を検討します」と定めております。

続いて、目次４の前回の審議회를踏まえた補足説明についてです。

18ページをご覧ください。

前回の審議会で示されました市有地を売却することとした経緯について、補足してご説明させていただきます。

跡地活用の目的の一つ目は、長期的な継続課題の解消です。大谷地流通業務団地高度化ビジョンに基づく自動化やDX、施設の建て替えに不可欠な種地不足の課題を解消することが目的です。

目的の二つ目は、次世代の物流需要への対応です。この種地を活用し、施設の自動化や

大型化などの民間投資を促進することで流通業務団地全体の高度化を牽引することが目的です。

続いて、跡地活用の方向性についてです。

公益的施設としての活用や市有地としての継続保有、賃貸による団地の高度化も検討しましたが、自社所有地での操業を希望する企業ニーズを踏まえると民間に売却するほうがより有効な解決策であると判断したため、市有地を売却することとしました。

次に、売却手法と審査項目案についてです。

まず、売却手法については、価格のみを競う一般競争入札ではなく、団地の高度化に資する事業提案を総合的に審査、評価できる公募提案型売却方式を採用することとしています。

続いて、審査項目案についてですが、現時点において検討しているものは、まず、大谷地流通業務団地高度化ビジョンに合致しているかという点です。補足資料の19ページの黒枠内に記載されている項目がビジョンの実現に向けて重視する視点の例となります。その他の審査項目として、事業遂行能力や売買価格などを検討しております。

今後、外部有識者を交えた審査委員会で大谷地流通業務団地内企業の取組への加点等も含め、検討してまいります。

続いて、目次5の都市計画の変更内容についてです。

21ページをご覧ください。

まず、（１）の変更概要についてです。

現在のアクセスサッポロは、公益的施設として位置づけられております。現行の位置づけでは物流施設などの流通業務施設を建設することができないため、施設更新用地としての有効活用を図るには位置づけを変更する必要があるとございます。

次に、（２）の変更の詳細についてです。

青色に着色されている部分については、施設更新用地として有効活用を図るため、公益的施設の位置づけから流通業務の用に供する施設へ位置づけを変更します。これにより物流施設の建設が可能となります。

また、アクセスサッポロが令和９年秋の閉館前に都市計画変更を行う理由は、団地の高度化をスピード感を持って進める必要があると考え、令和８年度中に売却に係る公募提案を予定しているためです。

次に、（３）の公益的施設から公共施設（下水道）への変更についてです。

厚別川の右側の駐車場の地中部には、図面で示すように下水道管が埋設されております。当該地は下水道河川局が所有する用地であり、アクセスサッポロの駐車場として供するために使用承認を得て運用してまいりました。

これまでは、下水道施設の上部に道路等の公共施設や公益的施設が重なる場合、上部施設を優先して位置づけ、設定を行ってまいりました。今般、当該公益的施設が廃止されることに伴い、公共施設（下水道）という位置づけに変更します。

また、引き続き公益的施設として存続する箇所につきましては、現在、地域密着型雪処理施設として利用されております。この施設は、搬入された雪を一時的に堆積し、油圧ショベル等を用いて既設の下水道管に設けられた投雪口へ投入することで雪を融解する仕組みとなっております。現在、白石区内にはほかに雪堆積場が存在しないため、地域の冬季対策や市民生活を守る上で重要な役割を担っている公益性が高い施設です。

続いて、目次6の法縦覧の結果についてです。

25ページをご覧ください。

縦覧期間は令和8年6月25日から7月9日、縦覧場所は札幌市役所本庁舎15階北にある経済観光局産業振興部流通担当課です。縦覧結果は、意見なしでした。

最後に、目次7の今後のスケジュールについてです。

27ページをご覧ください。

本日の諮問を経てご同意をいただければ、8月上旬には都市計画変更の告示を行う予定です。

私からの説明は以上です。

●岸会長 それでは、ただいまの説明についてご質問等がございましたら伺いいたします。

なお、発言に当たり、マイクをお渡ししますので、議事録作成のためにマイクをお使いください。

●うるしはら委員 今ご説明をいただきました大谷地流通業務団地の土地についてです。

23ページの都市計画の変更内容の公共施設（下水道）への変更についてですが、公益的施設として存続する赤色の部分は、説明にもありますとおり、白石区では唯一の地域密着型の雪処理施設がある場所です。

ここを全て売却した場合、この処理能力に問題はないのか、確認させていただきます。

あわせて、この数年の間、札幌市は大雪に見舞われておりまして、たくさんの雪が降った場合、処理能力にかかわらず、雪堆積場としてもこの場所は有効だったと思うのですが、売却した場合、処理能力と併せて堆積についても問題がないのか、確認させていただきますでしょうか。

と申しますのも、特に白石区は、今後、月寒の雪堆積場のほか、一時的に借りている旧白石区役所跡地なども使えなくなる計画がございますので、雪対策室との検討の状況などを聞かせていただければと思います。

●柄澤産業振興部長 当該土地の雪処理施設としての利用についてです。

建設局雪対策室と調整し、これまでと変わらない堆積量を確保するために必要なスペースとして約2,500平米程度を残すことにしておりますので、運用については変わらないと

いうことで理解をいただければと思います。

●岸会長 ほかにございませんか。

●上原委員 確認のためにご質問させていただきます。

まず、11ページの現状と課題の中で、老朽化が進んでいるため、施設の大型化や建て替え更新を促進するためという文言があります。また、15ページの高度化ビジョンの中では、流通団地の高度化に資する施設更新用地としての有効活用という文言がありまして、前回もそういう話があったようです。

今回の補足説明の19ページでは、審査委員会でのポイントを高度化ビジョンに合致しているかとし、いわゆるDX化、あるいは、流通のハブ機能の強化が挙げられております。現状では、流通団地にあるところには加点をするというイメージで聞いておりました。

最初は現状の流通団地の中の建て替えがメインだと受け止めていたのですけれども、これからの流通の高度化をポイントとして、その中で立地されている方に配慮するという内容でよろしいでしょうか。

●柄澤産業振興部長 委員のご指摘のとおりでございます。

今回、1万5,000平米という大きな土地が出てきたわけですが、このような大きな土地が出るのはまれですし、我々としては、高度化ビジョンに乗ってDXや自動化によって省人化、省力化を図っていく道内のリーディングケースにしたいと考え、このような基準にしております。

●岸会長 ほかにございませんか。

●横田委員 18ページの補足説明についてです。

前回のときからもやもやとしていたので、もう少し教えていただきたいです。

この広大な市有地を売却することを決定されたわけですが、借地として貸し出すメリットもあろうかと思うのです。議論の中で、継続保有し、借地のままにしておいたほうがいいのではないかという話と、逆に、売却したときのデメリット、このようなことが懸念されるという話もあったのかなと思いますので、もう少し教えていただければと思います。

素人考えで申し訳ありませんが、売ってしまっても大丈夫かなと思ったのです。

●柄澤産業振興部長 こういう土地については30年間という長期で貸すことが多いのですが、長期貸付けを行った場合のシミュレーションを実施し、将来的な財政効果や企業のニーズを総合的に考慮したところ、売却のほうがよいのではないかとすることでこの

ような判断に至りました。

貸し続けることになると、一方で管理のリスクもあるものですから、総合的に考えてこういう方向性にしております。

●岸会長 ほかにございませんか。

●長屋委員 1点の確認と2点の質問をさせていただきます。

19ページについてです。

大谷地流通業務団地高度化ビジョンとの合致など、3項目が示されております。前回、団地内企業への加点についてご回答をいただきました。先ほど、加点も含めて検討していくというご説明だったのですが、それは審査委員会の中で具体化されるということでしょうか。

質問ですが、審査項目案に売買価格がありました。これが含まれる以上、価格競争力に勝る大手や道外資本に有利に働く可能性もあると思いますが、売買価格はほかの2項目と比べてどのような重みづけで評価されていくのでしょうか。

価格点の配分次第では高度化ビジョンが掲げる政策目標よりも価格が優先される懸念がありますが、この点についてどのようにお考えですか。

もう一点は、不勉強で大変申し訳ありませんけれども、都市計画変更の告示後、公募提案型売却方式による手続が進められる中、仮に議決案件に該当しない場合であっても、審査委員会による審査基準が確定した段階、売却先が決定した段階のそれぞれにおいて議会へ報告をしていただけるのでしょうか。

●柄澤産業振興部長 まず、確認についてです。

加点につきましては、審査委員会はまだ開かれておりませんので、学識経験者を交えた審査委員会の中で具体的に割合が決まっていくこととなりますが、事務局としてはそういったものが必要だと認識しているということです。

次に、売買価格の優位性については、ほかの売却の事例などを見ますと、1割程度を示すものが多いようなので、そういう意味では、価格だけで決まることにはならないと認識しております。

最後に、ご報告につきましては、議決案件ではないのですが、経済観光常任委員会を通じて議員の皆様にご報告したいと思っております。

●岸会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸会長 それでは、採決に入ります。

議案第1号の大谷地流通業務団地につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

●岸会長 賛成多数と認めます。

よって、本案については当審議会として同意することといたします。

市有地を売却することに対しての不安は今の意見に出てきたとおりですので、丁寧に手続を進めてもらえればと思います。

◎丘珠空港緑地について

●岸会長 続いて、事前説明第1号の丘珠空港緑地についてです。

準備ができましたら、担当部局からご説明をお願いいたします。

●浜岸みどりの推進部長 これより、事前説明第1号の丘珠空港緑地の都市計画変更についてご説明いたします。

前方のスクリーン、または、お手元のファイルの02-3補足資料をご覧ください。

なお、資料の右上にページ数を記載しております。

まず、本日の説明内容についてです。

1ページをご覧ください。

初めに、今回の都市計画変更の概要、次に、今回の変更に関連する内容としまして、丘珠空港の概要、都市計画変更の背景の順でまちづくり政策局空港活用推進室からご説明させていただきます。再度、説明者が替わり、私から緑地の概要から今後の予定までをご説明させていただきます。

それでは、今回の都市計画変更の概要についてです。

3ページをご覧ください。

今回の変更は、札幌圏都市計画緑地のうち、46号丘珠空港緑地の区域及び面積を変更するものです。

資料下段の概要図をご覧ください。

現在の緑地につきましては、図の黄色の枠線で示した範囲が都市計画の区域となっております。後ほどご説明いたします空港用地の拡張に伴い、黄色で塗り潰した範囲を区域から除外する一方、赤色で塗り潰した範囲が新たに区域に追加されることになります。

資料上段の表をご覧ください。

現緑地の都市計画の面積は約52.4haですが、都市計画変更後の面積は約52.8haとなります。

続いて、丘珠空港に関する内容について空港活用推進室よりご説明いたします。

●小澤空港活用推進室長 丘珠空港の概要についてご説明させていただきます。

スライドの5ページをご覧ください。

丘珠空港は、札幌市の中心部から約6kmと非常に利便性の高い場所に位置する都市型空港であり、防衛省と国土交通省が管理する共用空港となっております。民間旅客機の利用のほか、陸上自衛隊丘珠駐屯地が所有するヘリコプターの飛行訓練が行われております。丘珠空港の設置管理者は防衛大臣であり、白色の枠で示す防衛省の所管エリア、赤色の枠で示す国土交通省の所管エリアに分かれて運用されております。現在の滑走路長は1,500mとなっております。

続いて、6ページをご覧ください。

丘珠空港の沿革についてです。

丘珠空港は、昭和36年に公共用施設に指定され、国土交通省と防衛省が所管する共用空港としての利用が開始されました。その後、滑走路の延長に関する議論が行われ、平成11年に丘珠空港周辺のまちづくり構想を策定し、騒音や風雪の緩衝となる緑地の整備などの取組を進めることとしました。

平成16年には滑走路を100m延長し、現在の滑走路長である1,500mとなり、平成25年にはフジドリームエアラインズによるリージョナルジェット機が実証飛行を行いました。その後、丘珠空港を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和4年11月には、丘珠空港が進むべき方向性を取りまとめた丘珠空港の将来像を策定しました。さらに、令和7年3月に札幌丘珠空港と周辺地域の共生に関する基本構想を策定し、安全運航の確保に向けた空港用地の拡張や緑地機能の維持、向上などを含めた丘珠空港を核とした周辺まちづくりの考え方を取りまとめました。

7ページをご覧ください。

現在の丘珠空港の就航路線につきましては、図に記載のとおり、道内6路線、道外7路線となっております。特に令和5年以降、道外の新規路線の就航が相次いでおり、航空ネットワークが拡充されております。

8ページをご覧ください。

年間旅客数につきましても、新規路線の就航などにより、近年、大幅に増加しております。令和7年度は57万6,000人を記録し、平成4年の現ターミナルビルの開業以来、3年連続で過去最高を記録しております。

9ページをご覧ください。

丘珠空港の将来像についてです。

札幌市では、令和4年に丘珠空港の将来像を策定し、市民・道民の安全・安心な暮らしに寄与するとともに、多様な交流を支える広域交通拠点となる空港を目指す姿として掲げております。具体的には、医療や防災の機能を高めるほか、通院やビジネスの足として利便性の向上を図ることとしております。また、観光やビジネスによる交流人口を増やし、札幌及び北海道全体の活力向上につなげていく方針です。

10ページをご覧ください。

この将来像を実現するための主な取組として滑走路の延長と路線の拡充がございます。

滑走路の延長に関しては、現在、夏ダイヤ期間のみ運航しているリージョナルジェット機や医療ジェットの運航が冬季を含めて一年を通して安定して可能となるよう、国に対して300m程度の滑走路延長を要望しているところです。

国では、優位と考えている滑走路延長案について、環境影響評価手続等を行いながら事業化に向けた検討が進められているとお聞きしております。

11ページをご覧ください。

滑走路の延長と併せて路線の拡充にも取り組み、道内外のネットワークを拡充し、将来的に、通年で1日70便程度、年間旅客数は100万人程度に拡大することを目指しております。

続いて、今回の都市計画変更の背景となります安全運航の確保に向けた空港用地の拡張についてです。

13ページをご覧ください。

丘珠空港における民間旅客機の利用状況としましては、民間旅客機の定期便が令和4年4月時点では1日30便であったところ、令和8年4月時点で1日50便と増加しております。プライベートジェットなどの民間小型機も含めた丘珠空港の着陸回数は、令和2年度が6,939回であったところ、令和6年度には1万540回と約1.5倍に増加しており、近年の民間旅客機の増便に伴い、離発着回数が増加しております。

また、丘珠空港では、このほかに陸上自衛隊丘珠駐屯地やほかの駐屯地から飛来するヘリコプターによる訓練なども行われております。

14ページをご覧ください。

将来的に民間旅客機が1日70便程度に増加することを想定しておりますが、1日約50便の現状においても大きな課題となっているのが民間旅客機の運航と自衛隊機の訓練との両立です。

現在、自衛隊機は、滑走路周辺に設定された幅300mの着陸帯の内側で訓練をすることとなっております。そのため、民間旅客機が離着陸する際には、安全のために自衛隊機は訓練を一時停止し、地上で待機しなければなりません。今般、ダイヤが過密化する中で、安全運航を確保しながら民間旅客機の運航と自衛隊機の訓練との両立を図っていくことは丘珠空港の喫緊の課題であると認識しておりまして、早急な対応が必要と考えております。

15ページをご覧ください。

札幌市では、令和7年3月に札幌丘珠空港と周辺地域の共生に関する基本構想を策定し、安全運航を徹底するため、民間旅客機と自衛隊機の物理的な安全距離を確保することとし、現在の緑地の北東地区の活用を中心とした空港用地の拡張を想定することとしました。また、空港用地の拡張後も緑地の代替機能を確保することとしております。

16ページをご覧ください。

空港用地の拡張により想定される効果として、現状は、着陸帯の内側で訓練を実施し、

民間旅客機の離着陸の際、自衛隊機は訓練を一時中断し、待機しなければならないところ、拡張後は自衛隊機が着陸帯の外側で訓練を継続することが可能となります。その結果、民間旅客機の離着陸時に着陸帯の内側で自衛隊機が待機している状況が解消され、離着陸に当たっての安全性がより一層向上します。また、自衛隊機は、民間旅客機の離着陸にかかわらず、訓練をすることが可能となります。

結果として、民間旅客機、自衛隊機の双方の運用時間が短縮されることが期待されるとともに、航空機の安全運航をより一層確保することができるようになります。

次に、空港用地の拡張範囲についてです。

17ページをご覧ください。

空港用地の拡張に当たっては、空港管理者である防衛省と協議を行ってまいりました。

資料に対象となる範囲のイメージ図を示しております。

自衛隊機の訓練に必要な範囲は下側の青色の部分となっており、現緑地の北東地区に当たる箇所とそれに隣接する民有地の併せて約125mの幅となっております。この範囲は、新たな空港用地として防衛省が取得する方針です。

したがって、現在、緑地となっているエリアを空港用地に転用することとなり、これが今回の都市計画変更の背景となります。

空港活用推進室からの説明は以上です。

引き続き、みどりの推進部より、緑地の都市計画変更についてご説明いたします。

●浜岸みどりの推進部長 それでは、丘珠空港緑地の都市計画変更についてご説明いたします。

まずは、緑地の概要についてです。

19ページをご覧ください。

現緑地は、丘珠空港周辺のまちづくり構想に基づき、空港周辺的生活環境を保全することを目的として整備した面積が約48.8haの緑地です。なお、最初に都市計画区域の面積を約52.4haとご説明しましたがけれども、これは、緑地の面積の約48.8haに河川の区域の面積を含めたものです。

緑地は、平成13年8月に都市計画決定し、その後、造成工事に着手し、最終的に平成29年3月に全ての工事が完了して現在に至っております。

次に、緑地の施設概要についてです。

20ページをご覧ください。

現緑地は、右上の位置図のとおり、丘珠空港を取り囲む形で配置しています。具体的には、中央の左側から北西地区、北東地区、南東地区の三つの地区で構成されております。航空機の地上騒音、風や雪の影響を和らげるための緩衝機能のほか、市民が日常的に利用する園路や遊具、休憩施設などのレクリエーション施設を有した緑地となっております。

21ページをご覧ください。

各地区の現況についてです。

まず、左下の写真①は北西地区の現況となります。北西地区には、左上の写真②に示すきたかぜ広場と呼ばれる遊具広場や北西地区内を一周できる園路などが整備されています。

次に、北東地区は、横に細長い形状をしており、北西地区と南東地区をつなぐ役割があります。真ん中の上の写真③に示すとおり、ウォーキングやジョギングなどに利用されている園路、休憩施設などが整備されています。

最後に、南東地区の現況は右下の写真④となります。南東地区には、真ん中の写真⑤に示すみなみかぜ広場と呼ばれる遊具広場などを整備しております。また、航空機の地上騒音の軽減や防風・防雪対策として、右上の写真⑥に示す樹林帯や築堤を苗穂・丘珠通沿いに整備しています。

続いて、22ページをご覧ください。

今回の都市計画変更の対象となる北東地区の周辺状況を示しております。

北東地区の北側には、写真①に示す市道飛行場北東2号線が位置しており、緑地内には写真②に示す準用河川の航路川があります。また、北東地区に隣接する土地は写真③のように農地となっております。

続いて、空港用地拡張に伴う緑地に関する取組についてです。

24ページをご覧ください。

先ほどの説明にもありましたとおり、丘珠空港の安全運航の確保のため、緑地の北東地区を活用して空港用地を拡張する計画としております。そこで、基本構想を踏まえ、現緑地が有している緩衝機能やレクリエーション機能を確保するため、赤色で示す範囲の幅約65mの民有地を新たに取得し、緑地を新規に整備する計画としております。

続いて、都市計画変更の内容についてです。

26ページをご覧ください。

冒頭でもご説明したとおり、空港用地の拡張に伴い、黄色で塗り潰した範囲を区域から除外する一方、赤色で塗り潰した範囲を新たに区域に追加します。これにより、都市計画の区域が約0.4ha拡大し、面積は約52.4haから約52.8haに変更となります。

27ページをご覧ください。

都市計画変更手続に当たって開催した地権者説明会及び住民説明会の概要についてです。

まず、北東地区に隣接する土地の関係地権者を対象とした説明会を令和8年5月26日と27日に開催しました。また、丘珠空港緑地が位置する丘珠地区と栄東地区の地域住民を対象とした説明会を6月5日に開催しました。

これらの説明会では、北西地区、北東地区、南東地区がしっかりとつながるように進めてほしいとの意見や新たに緑地を整備している期間の現緑地の利用可否などについての質問などがございましたが、緑地の都市計画変更に関する反対意見は特にございませんでし

た。

最後に、今後の予定についてです。

29ページをご覧ください。

本日の事前説明の後、8月に都市計画法に基づく案の縦覧を行い、9月11日には本案件を本審議会にお諮りし、ご同意をいただければ10月に都市計画変更の告示を予定しております。また、それ以降は、12月に都市計画事業の認可を受け、令和9年度以降から用地交渉や用地取得を進めていく予定です。

以上で、事前説明第1号の丘珠空港緑地の都市計画変更についての説明を終わります。

●岸会長 それでは、ただいまの説明についてご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

●上原委員 不慣れなものですから、資料の見方を教えていただきたいです。

17ページと24ページの比較です。17ページでは、空港用地の拡張について、防衛省の125mと緑地が隣接したような形で書かれているのですが、24ページを見ますと、空港用地の拡張範囲が緑色だとすると、既存緑地が70mとされており、上のほうに65mの新規取得する部分があります。

これを見ると、65mと70mの間が空白のように見えるのですが、この資料はどういうふうに見ればいいのでしょうか。

●浜岸みどりの推進部長 説明させていただきます。

二つの図が同じではないので、分かりにくいということだと思います。

今、補足のスライドをお見せしておりますが、空港用地の拡張が合わせて125mとなり、紫色は空港緑地が拡張されて防衛省の敷地になるところ、青色は、もともとは民有地の農地であるところが空港用地として防衛省の敷地になるところ、それから、札幌市が今回新たに用地を取得して緑地を整備するところが一番上の緑色の65mと書いてあるところです。

●上原委員 そうだと思うのですが、そうした場合、24ページの緑色で囲んだ空港用地というところは、防衛省が取得する農地も含め、赤色の部分との境目に引くべきではないのでしょうか。

17ページでは全部を空港用地の拡張だと示していて、24ページでは空港用地の拡張範囲を狭めて書かれているので、そういう面で不一致ではないですかという質問です。

●浜岸みどりの推進部長 申し訳ございません。

スライドの24ページで示している図が意味するところは、現在の緑地が緑色の枠で、黄

色で塗り潰している幅70mのところがなくなり、新しく緑地を整備するのが赤色の65mのところになりますということです。

●岸会長 要するに、緑地がなくなる分をこちらに替えますよという趣旨ですね。

●浜岸みどりの推進部長 今回の都市計画変更で黄色の部分がなくなり、赤色の部分に新たに緑地をつくるという説明の図です。

●岸会長 ほかにございませんか。

●中村委員 6月5日に行われた住民説明会について質問です。

北海道新聞デジタルの6月16日の記事によりますと、説明会の案内が北東地区周辺に限られたことについて、騒音を懸念する住民の方もいらっしゃるので、より広く周知すべきだったとのご意見もあったそうです。

空港用地拡張に伴い、今後、北西地区、南東地区の住民の皆様幅広く情報共有や周知を行う予定はございますか。

●浜岸みどりの推進部長 説明会の中でももう少し広く周知すべきではなかったかというご意見が出たことについてです。

今回は、あくまでも緑地の都市計画変更ということで隣接している住民の方に周知を行いましたけれども、周知方法につきましては、いただいたご意見を踏まえ、今後の説明会の中で生かしていきたいと考えております。

●岸会長 ほかにございませんか。

●山田委員 北東地区に関してのご説明がありまして、北東地区に延ばすことがこれからの丘珠空港にとって最も有益だと感じますが、例えば、北西地区、南東地区を広げることについてのメリットはございますか。

南東地区、北西地区に関しては、音の緩衝などの面で非常に重要であるし、広場やパークゴルフ場など、重要だということは分かるのですが、北西地区、南東地区の丘珠空港緑地の土地を広げていくことに関するメリットはございますか。

●小澤空港活用推進室長 現時点におきまして、北西地域、南東地域の緑地を広げるという計画はございません。

今後考えている滑走路の延長は300m程度ということで、現状の緑地の範囲内であり、また、地上騒音に関する緩衝機能を十分に維持できるつくりになっておりますので、現時

点では拡張することはございません。

今後、長期にわたって空港の形がどうなるかにおいて議論されることになると思いますけれども、緑地に隣接してそれぞれに大きな道路が通っていますので、道路を遮断することがないように、できるだけ影響を少なくするという意味ではこの形がベストだと考えております。

●山田委員 将来的なことはまだお分かりにならないということでしたけれども、例えば、北西地区、南東地区を広げた場合、現状を打破するのに有効だと思われる点はございますか。

●浜岸みどりの推進部長 滑走路の延長については、案としては出てきていますけれども、決定的なものはない状況の中で、我々も最終的に決まった段階で具体的な検討をしていくことになるので、今の段階でこうだとは言えません。

基本的には、今持っている空港の緩衝機能を維持できるような方策を緑地の中で実現できるように検討していきたいと考えております。

●山田委員 もう一つですが、丘珠空港は自衛隊の航空機も飛んでいるということで運航が過密化しておりますが、まだ参入していない航空会社もあると思います。

今、新千歳空港をメインで活用されていますけれども、ちょっと前の天災で快速エアポートが止まったときには丘珠空港の重要性が非常に叫ばれたのです。新千歳空港から1時間弱で行けますし、バスも通っていますので、天災のときには丘珠空港の重要性をとても感じております。

今後、北東地区に限らず、北西地区、南東地区も含め、丘珠空港の滑走路の延長や利便性をよくするために努力されていくことを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

●小澤空港活用推進室長 丘珠空港の滑走路に関しましては騒音の問題がございまして、航空機の騒音基準を遵守しながら運航していくという意味では便数に限りがございます。

その一方で、今後、人口が減っていく中でどのように経済を活性化していくかという意味では、交流人口の増加も期待できます。また、委員がお話しされていたとおり、丘珠空港は胆振東部地震のブラックアウトの際には千歳空港よりも早く復旧できましたし、台風で道東方面へのJRが遮断された際、増便をして対応した事例もございます。

重度医療などを含め、高度な医療を求めて通院される方がいらっしゃいますし、航空機の代替性や道内航空ネットワークの維持も重要だと認識しておりますので、引き続き取組を進めてまいりたいと思っております。

●岸会長 ほかにございませんか。

●長屋委員 私からは要望と質問が1点です。

今回の変更案は、札幌丘珠空港と周辺地域の共生に関する基本構想の上位計画に基づく取組と理解しております。この構想を策定するに当たっては、市民意見を十分に踏まえた上で、一人でも多くの住民が空港が近くにあるとよかったと感じられるまちになることを目指すとしております。

資料27ページには先ほどご説明をいただきました住民説明会での意見・質問内容が記されておりますし、また、緑地変更について反対意見はなかったとの説明をいただきましたけれども、私が事前にいただいた住民説明会での主な意見、質問として、空港用地の拡張に伴う自衛隊機の訓練回数の増加、騒音悪化への懸念、将来的に外国軍との共同訓練が実施される場合の住民に対する事前の情報提供と安全な訓練実施に向けた国等への適切な対応を市長に要望したいという声なども記載されておりました。先日はオスプレイが丘珠空港に飛来しておりましたので、こういう市民の懸念や要望を置き去りにすることはできないと思うのです。

安全運航の確保に関する課題は、総合交通政策調査特別委員会において継続的に質疑が行われてきたテーマですけれども、今回の都市計画変更の内容については同委員会でいまだに審議されておられません。都市計画審議会での説明、諮問が先行し、特別委員会での議論が後追いとなると市民の議会への信頼を損ないかねません。

この点について、しかるべき場で丁寧に議論をしていただきたいとまずは申し上げたいと思います。

質問に入ります。

資料17ページに関連して伺います。

空港用地拡張に伴い、北東地区の緑地125mを防衛省が活用する一方、その代替機能としてさらに北側の民有地約65m分を札幌市が新規に取得、整備するとのことでした。

まず、札幌市が新規に整備する緑地部分について、用地取得費及び整備費の内訳、詳細をお示しいただきたいと思います。その上で、費用負担についての考え方を伺いたいと思います。

今回の緑地拡張は、自衛隊機と民間機の安全運航、分離という防衛省側の運用上の必要性に起因して生じたものと理解しております。それにもかかわらず、代替緑地の整備を札幌市が新規に行うことになっている点について、国と札幌市の費用負担の割合及びその根拠をお示しいただきたいです。

あわせて、費用負担の在り方について、これまで国とどのような議論を行ってきたのか、伺います。

●浜岸みどりの推進部長 最初のご質問の取得費、整備費についてです。

取得費、整備費について、現時点で具体的に確定した数字は持ち合わせておりません。今年度、緑地に関しての基本計画の策定を行う予定でして、その中で具体的にどのような整備をしていくかを検討していくことになっておりますので、今の時点ではお示しすることができない状況です。

次に、費用負担の考え方についてです。

防衛省を含め、国と協議しているところですが、基本的には、防衛省敷地として拡張される部分に関しては防衛省が原因者となりますので、その部分に関しての補償といえますか、費用をある程度負担していただき、我々のほうで新たに緑地を整備するという流れになると思います。

今、それに関しても調整しているところですので、今時点では詳細は申し上げられない状況です。

●長屋委員 今後、示されるということですか。

●浜岸みどりの推進部長 今年度、土地がどういうふうになっているか、測量調査をしております。都市計画決定がなされた後、必要な用地を確定します。また、緑地の概要についての基本計画を検討しておりますので、その中で整備費の概算が見えてくると考えております。

●岸会長 ほかにございませんか。

●池田委員 今回の諮問は緑地の位置を動かすことかなと思いますので、その点についてはいいのですが、この間に防衛省用地ができるということで、例えば、騒音等については、滑走路の問題だけではなく、自衛隊のヘリコプターの離着陸の場所が空港用地のほうに動くことも含まれているのかなと思います。

緑地のすぐ北側には、農地かなと思うのですが、民間の住居等もあるようですが、そちらから騒音を懸念する声は出なかったのでしょうか。

●浜岸みどりの推進部長 地権者を対象とした説明会において、自衛隊機の訓練はどういう感じになるかというご質問はございましたけれども、騒音の悪化が懸念されるから反対だというご意見はいただいております。

現在も訓練は行われておまして、北東側にある丘珠空港緑地が北東側にずれるので、現状の位置関係というか、騒音に影響するような距離は基本的には変わらないと考えております。

また、民間旅客機に関しては、逆に滑走路からの距離が離れますので、地上騒音は今よりも小さくなると考えております。

●池田委員 防衛省の空港用地についてはこの場で議論することではないと思うのですけれども、ヘリコプターの離着陸の位置は防衛省の用地のほうにずれることになると思うので、その点に関しての質問だったのです。

また、今、この部分は芝で覆われているのですけれども、この表面の状況は空港用地になったとしても変わらずに緑で覆われるのでしょうか。

●浜岸みどりの推進部長 防衛省との協議の中では、現状と変わらず、草地と聞いております。

●岸会長 ほかにございませんか。

●渡部（典）委員 対象にしている緑地の形状についてご説明をお願いしたいです。

この機能については詳しくないのですが、丘珠空港緑地については、騒音や風、雪等を和らげる緩衝機能としてつくられているということです。もともと北東側の幅が70mぐらいあり、今回、位置を移動させつつ、幅が65mぐらいになっています。

先ほどのご質問にもありましたように、北東側に空港用地が拡大したとき、緩衝部分の幅が65mとなり、若干少なくなっているようにも感じられるのですけれども、周辺に対しては同程度の緩衝機能が担保されると考えていいのでしょうか。

●浜岸みどりの推進部長 委員がおっしゃったとおり、70mから65mになることで数字が若干小さくなっておりますけれども、部分的には逆に拡大しているところもあり、面積もほぼ同面積を確保できるので、緑地としての緩衝機能は同規模のものが確保できると判断しております。

●岸会長 ほかにございませんか。

●伊田委員 浅い考えの質問で申し訳ないのですけれども、滑走路についてです。

今後、便数を増やすことのほか、冬季も含めた安定した空港利用を掲げていらっしゃると思います。そうなった際、現在、ピーク時で1時間に6便、最大で1日30便ということなのですが、滑走路が1本で足りるのかという疑問がございます。

もしも滑走路を増やすことになった場合、都市計画がころころと変わってしまったり、民間所有の土地をさらに取得しなければならなくなったりするかどうかと思うのですが、滑走路の今後の利用についてお答えいただければと思います。

●小澤空港活用推進室長 滑走路の今後について、私からお答えいたします。

まず、滑走路については、年間離着陸回数10万回程度で1本増やすのが国の考え方で  
す。現状においては1万何千回となっていますので、現時点でこの1本の滑走路で十分に  
対応できるだろうと考えております。

一方で、先ほども申し上げたとおり、丘珠空港の運用に関しては、航空機の環境基準の  
範囲内での騒音基準を守りながらの運用と考えておりますので、離着陸回数を漠然と増や  
していく計画はないことを考えますと、滑走路をもう一本というところには現在行き着  
いていないのが現状です。

●岸会長 ほかにいかがでしょうか。

なければ、私から質問です。

先ほどの上原委員の質問と関係します。ここは市街化調整区域ですが、今回の都市計画  
の変更は、26ページのように、黄色のところをやめて赤色のところを新たに緑地にする  
ということです。そして、防衛省で新たに購入するところは空港用地となりますが、ここは  
都市計画審議会の対象外なのですか。

要するに、黄色と赤色の間の白色のところは我々の審議会では何もしなくていいのかと  
いう質問です。

●滝上都市計画課長 今回の変更は、黄色の範囲が赤色に塗られている範囲に変わるもの  
ですので、間の空白については都市計画としてはいじらないところになりまして、審議の  
対象にはなりません。

●岸会長 私が聞いたかったことは、防衛省が白色のところの土地を買って空港の敷地  
になりますが、そこは都市計画決定を経なくて大丈夫なのかということです。そもそも丘珠  
空港の白色で囲まれていたところは都市計画決定を経ないでやっちゃっているというこ  
となのですか。

●滝上都市計画課長 空港は都市計画決定をしておりませんので、今回の空港の拡張に伴  
う都市計画の変更は生じません。

●岸会長 変更は生じないというか、この白色のところは都市計画審議会マターではない  
ということですね。

●滝上都市計画課長 そうです。

●岸会長 計画では、黄色くなっているところから緑地を除外するではないですか。そこ  
も含め、今、防衛省が用地を購入して広くしますよね。それは、市街化調整区域の中だけ

れども、空港は別な手続でやっていくから、都市計画審議会では対象外という理解で間違いないですか。

知らない間に空港の用地が広がってしまうのはどうなのかなと思ったのです。緑地に囲まれているところが空港だという定義などはあるのですか。

そこを審議しろと言っているのではなく、どこか別のところで決まっているのであればいいのです。

●滝上都市計画課長 防衛省で空港の範囲として告示を行うということです。

●岸会長 では、都市計画変更の手続が行われた後でそういう手続が別なところで進むということですね。

●滝上都市計画課長 そうです。

都市計画そのものの位置づけはないのですけれども、告示で空港の範囲が明確になるということです。

●岸会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

#### ◎第1 清掃工場について

●岸会長 続いて、事前説明第2号の第1 清掃工場についてです。

準備ができましたら、担当部局からご説明をお願いいたします。

●犬伏施設担当部長 事前説明第2号の札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更について説明いたします。

お手元の補足資料03-3、もしくは、スクリーンをご覧ください。

本日は、都市計画の変更内容、発寒清掃工場更新事業の概要、都市計画の変更内容の詳細、環境影響評価手続と今後の予定スケジュールについて説明します。

今回は、令和9年1月に予定する諮問に先立って行われる事前説明でして、時期を合わせて実施している環境影響評価の経過報告を含んでいます。

3ページをご覧ください。

まず始めに、今回ご意見を伺いたい都市計画の変更内容の概要についてです。

4ページをご覧ください。

案件名にある第1 清掃工場は発寒清掃工場のことを指しますが、現在の都市計画に定める区域は二つの敷地にまたがる計画となっております。施設の老朽化等に伴い、現工場に隣接する西清掃事務所の跡地での新清掃工場の建て替えを予定しておりますが、同規模の

工場の建て替えを行うには敷地面積の不足が見込まれますので、現区域の間にある市道を廃道し、敷地を一つにするために都市計画に定める区域と面積を変更するものです。

次に、発寒清掃工場更新事業についてです。

6ページをご覧ください。

清掃工場は、ごみステーションなどから収集された可燃ごみを焼却処理する施設として、現在、札幌市では、効率的なごみ収集と安定した焼却処理体制を確保するため、発寒、駒岡、白石の3工場体制で運営しております。今後も3工場体制を維持する方針としておりまして、3工場のうち、平成4年から34年稼働しており、最も老朽化が進んでいる発寒清掃工場の建て替え計画を進めております。

また、発寒清掃工場の建て替えに際し、隣接する石狩市、当別町の清掃工場も更新時期を迎えていることから、広域連携の一環として、両市町の可燃ごみを発寒清掃工場で見受ける計画としております。

7ページをご覧ください。

本事業の上位計画はご覧のとおりです。

廃棄物処理については、三つ目の新スリムシティさっぽろ計画がメイン計画となりまして、本計画に基づき、計画的に施設の更新を進めているところです。

発寒清掃工場については、令和5年に基本構想、令和7年に工場の処理能力や事業スケジュールを定めた基本計画を策定しております。現在は、基本計画を基に新工場に必要な機能の詳細検討や事業者選定に向けた準備を進めているところです。

8ページをご覧ください。

発寒清掃工場は、西区の発寒鉄工団地内にございまして、都心から北西に約7km、JR発寒駅から約1kmに位置しております。

9ページをご覧ください。

工場敷地の北西側は追分通に面しており、南西側は近くに下手稲通がございます。

10ページをご覧ください。

事業用地の用途地域ですが、工業専用地域と工業地域にまたがっており、周囲には工場や倉庫が多く立地しております。

11ページをご覧ください。

現在の都市計画に定める区域は黄色の枠のとおりとなっております。南北約126m、東西約370mの土地に清掃工場と破碎工場が立地しており、破碎工場に隣接して西清掃事務所、区域の間には市道がございます。なお、この市道の両端は突き当たりとなっております。通り抜けのできない道路となっております。

12ページをご覧ください。

今回の清掃工場更新事業では、新工場の建設後に現工場を解体する計画としておりまして、現工場を稼働させながら新工場を建設する必要があるとございます。新工場の建設用地については、破碎工場に隣接する西清掃事務所を移転し、廃止する市道と併せて用地を確保す

ることとしております。

13ページをご覧ください。

新工場の配置につきましては、図の黄色の部分のとおりとなります。整備スケジュールにつきましては、令和9年度に事業者の選定、令和10年度から令和16年度にかけて設計から建設工事の実施、令和16年10月に供用開始となる計画です。新工場の供用開始後、現工場の解体工事に着手し、令和21年度の解体完了を予定しております。

14ページをご覧ください。

こちらは、廃道を予定している市道の写真です。対象となる市道は図の青色部分でして、先ほども申しましたとおり、突き当たりとなっており、通り抜けができません。また、写真では少々分かりにくいかもしれませんが、標識、信号等も設置されておらず、この道路を通行する主な車両は清掃工場や破碎工場へごみを運ぶ収集車となっております。

廃道につきましては、道路管理者や警察などとも調整しておりまして、周囲に迂回する道路もあることから、廃道により周囲に混雑を引き起こすおそれは低いものと考えております。

次に、新工場の施設概要についてです。

15ページをご覧ください。

新工場の稼働時間、あるいは、煙突の高さについては、現工場と変わらない計画となっております。現在の1日当たりの処理能力は、発寒清掃工場が600t、石狩市、当別町のごみを焼却している北石狩衛生センターが180tとなっております。新工場では、石狩市と当別町の可燃ごみも焼却しますが、現工場の建設当時よりもごみの分別が進み、焼却対象となるごみが減量されていることのほか、将来の人口推計なども踏まえ、1日当たり640tと算出しております。

次に、ごみ焼却場の都市計画の変更案についてです。

17ページをご覧ください。

11ページでも説明しておりますが、現在の都市計画に定める区域は図の黄色の枠で示す二つの敷地にまたがる区域となっております。平成4年に現発寒清掃工場、平成10年に発寒破碎工場が竣工し、両敷地の間には市道がございます。

18ページをご覧ください。

今回の清掃工場更新に伴い、二つの敷地の間にある市道を廃道し、赤色の枠のとおり、一つの区域とします。面積については、約1,500㎡拡大し、約4万7,100㎡に変更いたします。本変更については、令和6年度に住民説明会を実施しておりますが、特段のご意見等はありませんでした。

次に、環境影響評価手続についてです。

20ページをご覧ください。

環境影響評価とは、事業者が大規模な開発事業を行う前に、あらかじめ環境に与える影

響を調査、予測、評価するものです。発寒清掃工場更新事業は札幌市の環境影響評価条例により手続の対象となっておりまして、令和4年から関連する手続を実施しているところ  
です。

21ページをご覧ください。

環境影響評価には五つの段階がございまして、現在は三つ目の準備書の手続を進めてい  
るところです。なお、一つ目の配慮書に合わせて都市計画審議会で関連説明を行っており  
ます。

準備書は、前段の方法書で定めた調査、予測、評価の手法に基づき、現況の調査及び事  
業に伴う環境影響の予測、評価を行い、その結果をまとめるものです。

22ページをご覧ください。

こちらは、調査及び予測、評価を行う項目の一覧です。

建設工事中、解体工事中は大気質、騒音・振動、廃棄物等の3項目、工場完成後には、  
その三つに加え、悪臭、低周波音、日照や電波の障害、景観、人と自然との触れ合いの活  
動の場、温室効果ガスの計9項目を評価対象としております。

本日は、主要なものとして大気質の評価結果について説明いたします。

なお、大気質を含めた全ての評価結果は9月に公表しておりまして、札幌市ホームペー  
ジなどでご確認いただけます。

23ページをご覧ください。

大気質の結果についてです。

煙突から出る排ガスに含まれる大気汚染物質が周辺に与える影響についてシミュレー  
ションを行いました。

上段は、1年間にわたって周辺の大気にどのくらいの影響を与えるかを予測した長期平  
均濃度の結果です。

表の予測結果は、現状の大気質の測定結果に新工場の排ガスの影響による予測値を足し  
合わせたものとなりますが、全項目において環境保全目標を下回っていることを確認しま  
した。

下段は、1時間程度の短い時間において特殊な気象条件下で大気にどのくらいの影響を  
与えるかを予測した短期高濃度の結果です。

こちら、全ての項目で環境保全目標を下回っていることを確認しました。

最後に、今後のスケジュールについてです。

25ページをご覧ください。

この後、9月上旬に環境影響評価準備書の縦覧に合わせて都市計画法に基づく案の縦覧  
を行います。準備書の市長意見を踏まえ、令和9年1月25日に本案件を都市計画審議会に  
お諮りします。審議会でご同意をいただければ、令和9年7月下旬に環境影響評価書の縦  
覧に合わせて都市計画変更の告示を予定しております。

以上で事前説明第2号の札幌圏都市計画ごみ焼却場の変更についての説明を終わしま

す。

●岸会長 ただいまの説明についてご質問等がございましたらお受けいたします。

●山田委員 発寒清掃工場の老朽化による廃止ということでしたが、そもそも清掃工場の寿命はどのくらいなのでしょう。

●犬伏施設担当部長 一般的には30年ぐらいと考えられております。今回の工場については、令和16年の竣工となっており、40年ぐらい稼働するということで、施設の老朽化がかなり進んでいる状況の中で使っていくことになります。

●岸会長 ほかにございませんか。

なければ、私から質問です。

今後のスケジュールで、環境影響評価については、別途、環境影響評価審議会でお墨つきを得た上で都市計画審議会に諮問されるということでしょうか。

●犬伏施設担当部長 よろしいです。

●岸会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸会長 それでは、本案件については終了いたします。

ここで、10分間程度の休憩を取りたいと思います。

14時50分から再開いたします。

[ 休 憩 ]

●岸会長 再開いたします。

◎札幌市景観計画の変更について

●岸会長 続いて、事前説明第3号の札幌市景観計画の変更についてです。

準備ができましたら、担当部局からご説明をお願いいたします。

●勝見地域計画課長 事前説明第3号の札幌市景観計画の変更についてご説明をさせていただきます。

本案件は、一昨年度から景観審議会での検討を重ね、このたび取りまとめた改定計画の案につきまして、景観法に基づく都市計画審議会への意見聴取に先立ち、事前説明を行うも

のでございます。

それでは、スクリーン、もしくは、お手元の資料をご覧ください。

本日は、景観法の制度概要、札幌市のこれまでの景観施策の経緯、スケジュール、札幌市景観計画（案）のポイントの順にご説明し、続いて、札幌市景観計画（案）の概要についてご説明してまいります。

まず、景観法の制度概要についてです。

3ページをご覧ください。

景観法は、良好な景観形成のための様々な取組に関する根拠法として平成16年に制定されたものです。景観法では、都道府県、政令市、中核市を全て景観行政団体とし、景観法に基づく事務の実施主体として位置づけております。

景観行政団体は、良好な景観の形成に関する計画、すなわち景観計画を定め、この計画に従って景観形成を進めます。景観計画では、オレンジ色の囲みですが、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項などを定め、これにより届出制度による誘導や景観重要建造物等の保全といった取組を進めるものです。

景観法に基づく景観計画のうち、都市計画区域に関する部分については、都市計画マスタープランに適合するものでなければならないと景観法第8条において規定されております。また、同法第9条では、計画の変更に当たり、都市計画審議会で見解を聞かなければならないと規定されておまして、このたびご意見をお伺いするものです。

次に、札幌市の景観施策のこれまでの経緯についてです。

4ページをご覧ください。

札幌市では、昭和56年に都市景観委員会を設置し、昭和63年には都市景観要綱を定めております。平成9年には都市景観基本計画、平成10年には都市景観条例を制定し、景観施策を行ってまいりました。その後、平成16年に景観法が制定されたことを受け、法令に基づく施策を展開するため、平成20年に条例を全部改正するとともに、法に基づく景観計画を策定しました。さらに、平成29年には基本計画を統合して新たな景観計画を策定し、現在、施策を展開しているところです。

今回の景観計画の見直しは、平成29年の見直しから10年弱が経過しており、近年の都心開発の進展や社会状況の変化などに加え、まちづくり戦略ビジョンや都市計画マスタープランの見直しに合わせて景観施策についても札幌の都市としての魅力を高めるべく、見直しを行うこととしたものです。

続いて、景観計画の改定スケジュールについてです。

5ページをご覧ください。

今回の改定では、表の上段に示しておりますが、令和6年度から2か年にわたって景観審議会において審議を重ねながら計画案の作成を進めてまいりました。また、中段ですが、検討の各段階では、市民の皆様への周知や意見を反映させるパネル展などの取組を実

施しました。また、今年6月10日から7月13日にかけて実施したパブリックコメントでは、9名からのご意見がありました。この意見につきましては、現在、整理中ですので、次回の審議会にてご報告いたします。

また、資料には掲載しておりませんが、パブリックコメントに先立ち、札幌市議会の総務委員会でも質疑応答が行われたところです。

本日は、表の下段の赤色で囲んだ部分になりますが、9月に開催予定の第138回都市計画審議会にて景観法に基づく意見聴取をさせていただく予定でして、表の上段のように、都市計画審議会の意見聴取後、景観審議会の意見聴取を経て年内の計画策定を目指しております。

6ページをご覧ください。

計画概要のご説明に先立ち、札幌市景観計画（案）のポイントについて2点をご説明させていただきます。

一つ目は、都市の魅力向上を目指す取組です。

札幌の魅力を高め、活力のあるまちづくりにつなげていくことのほか、札幌に住んでいる方の暮らしの満足度を高めていくためには、札幌らしさをより感じられる景観の形成が不可欠です。この札幌らしさを感じられる景観を形成するため、今回の計画の見直しでは、眺望、夜間景観、雪・冬季の景観の三つに着目して計画を改定し、景観配慮や創出に向けた誘導、普及啓発などを推進いたします。

眺望では、札幌の特徴を感じられる場所を生かしていくこと、夜間景観では、昼とは異なる都市の魅力を高めていくこと、そして、雪・冬季の景観では、雪に包まれ、雪に親しんでいる風景を札幌の都市の魅力と捉えて計画の改定を行っております。

7ページをご覧ください。

ポイントの二つ目は、きめ細かな景観誘導です。

建物を建てる際のルールとして、外観デザインや素材、色彩などについて定める景観形成基準につきましては、現計画では、大通や駅前通などの一部の地域を除き、市域一律の基準となっております。今回の変更では、市街化区域内を四つに区分し、それぞれのゾーンの特性に応じて景観形成基準に項目を追加し、きめ細かく誘導していきます。

都心ゾーンは、立地適正化計画で定めた都心にふさわしい高次な都市機能誘導区域の範囲とし、ほかのゾーンについてはご覧の範囲で設定しております。

8ページをご覧ください。

ここからは、議案書として提出していただいた札幌市景観計画（案）について、計画の概要版を基にご説明いたします。

各ページの左側の帯部分には、それぞれの章の要約を記載しております。

9ページをご覧ください。

はじめにと記載のページには計画の構成を示しております。

景観計画は、第1章から第11章までの本編と議案書の88ページから掲載している具体的

な景観形成基準などを記載した別紙1から別紙4及び用語集などの参考資料により構成されております。

次に、10ページをご覧ください。

第1章の目的と位置付けについてです。

本計画は、札幌の景観形成の総合的な指針として定めるもので、札幌市景観条例と一体となって推進いたします。計画期間は、おおむね20年後となる令和27年—2045年までとし、対象区域は札幌市の行政区域全域としております。

続きまして、11ページをご覧ください。

第2章のこの計画のポイントについてです。

先ほどご説明した眺望などの都市の魅力向上の取組、ゾーン区分を設けたきめ細かな景観誘導といった二つのポイントに加え、これまでの取組の成果や課題、今後も見込まれる大規模な開発、デジタルサイネージの増加などの社会情勢の変化を踏まえ、届出、協議による誘導やガイドラインの策定など、各取組の改善や強化を図ってまいります。

12ページをご覧ください。

第3章の札幌の景観の特徴についてです。

取組の前提となる札幌の景観の特徴を地形・自然、都市の成り立ち、街並み、活動・営みの四つの要素に分けて整理しております。景観として把握する際は、これらの要素を個別に捉えるのではなく、これらが重なり合って全体として先ほどの都市の魅力につながっていくという重層的に捉える視点が大切としております。

13ページをご覧ください。

第4章の計画の基本理念・目指す姿・基本姿勢についてです。

札幌市景観条例の基本理念に基づき、札幌ならではの美しい景観の形成されたまちを目指す姿として掲げております。

14ページをご覧ください。

第5章の良好な景観の形成に関する方針①についてです。

まず、札幌の景観の特徴として、第3章で整理した四つの要素に着目した景観形成の方針を示しております。下段には、各要素を重層的に捉えた景観形成の方針として、眺望、夜間景観、雪・冬季の景観に関する方針を示しております。

先ほど計画のポイントとしてご説明したきめ細かな景観誘導については、街並みの特徴を踏まえた方針において、中段ですが、都心ゾーンなど四つのゾーン区分ごとに景観形成の方針を定めております。

例えば、都心ゾーンでは、札幌のグリッドパターンの中で交差点などで個性を出していくこと、山地のみどりに近接するゾーンでは、みどりの豊かさを生かした落ち着いた景観形成を図ることなどとしております。

15ページをご覧ください。

第5章の後半では、特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針として、景観計画重点

区域として指定している4地区について、それぞれ個別に方針を定めております。

内容については、議案書の104ページ以降にそれぞれの地区ごとに基準と併せて示しております。

次に、16ページをご覧ください。

このページからは具体の各取組について記載しております。

まず、第6章の建築物等の景観誘導に関する取組①についてです。

建築物や工作物、屋外広告物は、届出制度や許可制度などを通じてよりよい計画となるよう、景観誘導の取組を進めております。建築物と工作物については、議案書の94ページから102ページまでに今回の計画改定に合わせて見直した景観形成基準を掲載しております。なお、届出の対象となる行為についての変更はございません。

今後の取組についてです。

大通地区は札幌を代表する場所として広く認知されている重要なエリアですので、後ほど説明する眺望に関する取組を踏まえ、大通地区景観計画重点区域における景観形成基準や区域の見直しに着手します。

また、中段に記載の景観プレ・アドバイスを活用した景観誘導については、周辺の景観に与える影響が大きい規模の大きな建築物を建てる際に構想段階や設計段階から専門家が関わって助言を行うもので、平成29年に制度化しておりまして、よりよい景観の形成に向けて対話を重視した前向きな仕組みとして引き続き運用してまいります。

17ページをご覧ください。

夜間景観の創出や一律の規制になじまない屋外広告物のデザインについて、ガイドラインの策定を検討するとともに、特にデジタルサイネージについては、先ほどの景観計画重点区域とおおむね同じ範囲に定めている景観保全型広告整備地区における新たな基準の策定を検討してまいります。

18ページをご覧ください。

第7章では、公共施設等に関する取組として、道路や河川などの公共施設であって良好な景観の形成に重要な景観重要公共施設を定める場合の方針等を記載しております。

19ページをご覧ください。

第8章は、歴史や文化などの地域の景観を特徴づけている景観資源の保全・活用に関する取組についてです。

景観資源を広く周知するため、市民の皆様からの提案を促すほか、今回のポイントである眺望などに着目した登録にも取り組みます。

20ページをご覧ください。

第9章の地域の景観まちづくりに関する取組についてです。

景観まちづくりは景観法に基づく制度の活用のみで実現するものではないことから、現在、都市計画審議会の検討部会で見直しを進めている土地利用計画制度の見直しの取組とも連携しながら取り組んでまいります。

21ページをご覧ください。

第10章の都市の魅力向上を目指す取組についてです。こちらは、今回の計画改定のポイントになる部分です。

眺望、夜間景観、雪・冬季の景観に着目し、景観形成基準に新たな基準を定めて届出、協議による誘導などの取組を行います。上段に記載の眺望の魅力向上を目指す取組として、本計画では七つの視点場を定め、眺望に関する景観形成基準を追加しております。

また、札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮や創出を求められるものとして、さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望、大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望を重点眺望として設定いたします。

重点眺望の対象となる敷地において建物を建てる際には、真ん中のイメージ図にあるように、高層部のセットバックのほか、建物のトップの部分である頂部のデザイン、山並みとの調和などを景観形成基準として定め、先ほどの景観プレ・アドバイス等を通じてきめ細かく誘導してまいります。

最後に、22ページをご覧ください。

第11章の計画の推進についてです。

計画の進行管理として、先ほどの眺望の取組で定めた主要な視点場で定点観測を行い、景観の変化を把握し、また、札幌の景観を魅力的だと思う市民の割合も把握し、おおむね5年をめどに検証を行ってまいります。

本編88ページからの別紙には、景観計画区域等における届出対象行為と景観形成基準、札幌の景観色70色を用いた色彩景観基準などについて記載しております。今回の見直しにより、基準の細分化やゾーンごとの基準の追加等を行っております。

以上で札幌市景観計画の変更についての説明を終わります。

●岸会長 それでは、ただいまの説明についてご質問やご意見がありましたらお伺いいたします。

●小竹委員 札幌の景観色70色の基準を細分化するとのことですが、70色以上になるかもしれないということですか。

●勝見地域計画課長 細分化したのは建物の届出、協議の際に誘導するための景観形成基準でして、70色の数についての変更はございません。

色自体の変更はないのですけれども、建物に使える色の割合など、運用の仕方についてはこの計画に合わせて見直しを検討しているところです。

●小竹委員 もう一点です。

社会情勢の変化に伴ってデジタルサイネージについても規制をとということですが

も、これは、景観計画重点区域・景観保全型広告整備地区についてだけだと考えてよろしいのでしょうか。

●勝見地域計画課長 デジタルサイネージは、従来の広告とは違い、光があるものや映像が移り変わるもの、点滅するものなど、いろいろなものがございまして、景観に対する影響が大きいと考えております。

まずは、市内4地区に定めております景観計画重点区域・景観保全型広告整備地区のうち、どこでどういう基準が定められるかについて、広告物の関連の部局とも連携し、どういったガイドラインにしていくかを検討したいと考えております。

●岸会長 ほかにございませんか。

●長屋委員 質問を1点させていただきます。

都心部では、テレビ塔の展望台からの眺望を景観誘導の基準、視点場として設定されているかと思うのですけれども、なぜここを基準としたのか、客観的な根拠をお示しいただきたいです。

その上で、それを超える建築物については景観プレ・アドバイス制度によって誘導するということですが、この制度は事業者の協力を前提としているものだと思います。基準に適合しない場合、市ができる対応として設計変更と勧告にとどまるという理解でいいのか、事業者が勧告にも従わず、90mを超えた建築物を建設した場合、どういった対応をされるのか、伺います。

●勝見地域計画課長 まず、1点目の視点場として定めた理由についてです。

今回は、景観計画の案を検討する中で、パネル展などのイベントも通じて市民の方に札幌を代表するどういった景観が好きか、写真などで示し、シールで投票していただくなどの取組をしております。その上で、観光客の方が写真を撮ってSNSなどにアップするような札幌を代表するものとして広く内外に知れ渡っている景観として選びました。テレビ塔展望台からの眺めはテレビ等でもよく映されるものであり、客観的なものになると考えて設定しております。

2点目の90mを超えるものについてですが、都心部の建物の高さという観点のご質問かと思えます。

都心部は、オフィスやホテル、商業施設など、いろいろな機能集積を図る場所だと考えております。一方で、景観プレ・アドバイス制度を活用し、90mを超える建物については建物の形態やデザインの工夫を求めていくことを考えております。

高さを超えるものに対して勧告などにとどまるのかというご質問をいただきましたけれども、札幌の都心のいろいろな建物の機能を誘導する中で景観だけの取組で誘導していく

ことは難しいと考えておりまして、都市計画制度、高度地区や地区計画のほか、地権者の方とも協議をしながら札幌の都心部の開発の誘導などを行っているところです。

今回、眺望という観点で景観形成基準を定めましたので、引き続き、景観の観点からも、協議、調整の中で設計者と対話をしながら前向きなデザインが引き出せるよう、総合的に誘導を行っていきたいと考えております。

●岸会長 ほかにございませんか。

●上原委員 本編を読めば分かると思いますが、せっかくの機会なので、教えてください。

今回、市街化区域を四つに分けることがポイントかと思います。14ページの第5章の右のほうに都心ゾーン、一般市街地ゾーンなどの四つが書いてあり、大体のイメージはつくのですが、一般市街地ゾーンの地域ごとのまとまりに配慮した愛着の持てる景観形成とはどういう意味なのでしょうか。

例えば、東、西、北など、地域的なことを言っているのか、地域区分といいますか、商業地、一般住宅地などのイメージのまとまりを言っているのか、全くそれとは違うのか、言葉の意味を教えてください。

●勝見地域計画課長 ここで示している地域ごとのまとまりは、特定の地域を示しているわけではなく、例えば、住宅地周辺の同様の市街地が形成されている場所などのことです。

都心や工業地、山地のみどりなど、みどりが近いところは分かりやすいのですが、地域ごとの色やイメージがあると思います。明確な区域としてここはというまとまりがあるということではなく、景観として共通して認識される範囲を地域ごとのまとまりと捉え、建物が建つ周辺のエリアのイメージを踏まえて景観形成を図っていくということです。

●岸会長 ほかにございませんか。

●横田委員 事前の勉強不足で申し訳ないのですが、条例には法的な効力はあるのですか。条例に反すると何らかのペナルティーがあるのですか。

●勝見地域計画課長 制度が複雑なのですが、景観計画は景観法に基づいて定めており、それとは別に景観条例がございまして、例えば、重点区域をどうするか、届出をしなければならない規模がどういったものかなどを条例で決めています。

届出制度は景観の法律の中で決められているので、届出はしなければならない立付け

になっています。

●横田委員 この計画に基づいた景観をつくりましょうということを遵守してもらうために条例がつくられるということでよろしいですか。

せっかく計画を立ててこういうふうに札幌のまちを美しくしましょうということが決まっていくわけですね。それを推進していくのは、住民も含め、関わる者全てだと思うのですけれども、誰が守られているかどうかをチェックするのかです。美的な感覚はそれぞれですし、加えて、利害も絡むので、絵に描いた餅にならないようにしていくべきだと思います。

私は、よそから引っ越してきているということもあるのですけれども、札幌市の景観色があることを資料を送っていただいて初めて知りました。大きな建物については目が向きますし、自治体もチェックすると思うのですけれども、まちの景観は小さなものが重なり合っていていくと思うのです。

例えば、色に関しても、京都市内であればコンビニの看板も落ち着いた色に変えたり、ビルに出ていた看板を撤去したりしているのですけれども、札幌のまちを歩いていて色に配慮されているエリアだなと思う場所を私は知らないのです。

今回、新しくしていく中で実際につくられたものが浸透するためにはどうしたらいいのかを考えながら聞いておりました。

●勝見地域計画課長 最後に色の話も出ましたが、景観誘導なので、土地を自由に活用したいという地権者や事業者もおられます。そういった中、我々は札幌の景観を市民共通の財産として認識しておりまして、この計画に基づいて共通の方向に向かっていきたいということを計画や景観条例で定めております。

先ほど小竹委員からもございましたとおり、札幌の景観色70色では、市民の方に分かりやすいように色に名前をつけて普及啓発に努め、建物の色彩にこの70色を使用していただけようように事業者と対話しながら進めているところです。

70色を定めてから二十数年が経過しておりますが、設計者の方や市民の方にこういった色があるということが徐々に浸透してきたと考えておりますし、引き続き、大規模な建物や色も含め、札幌のまちをよくしていただけるように市民の皆様、事業者の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

●岸会長 私もよく分かっていないのですけれども、景観計画がないと、札幌市として、何かをやろうとしている人に対していい景観をつくっていきましょうということを言う根拠がないという理解でいいですか。これがなかったらどうなるのでしょうか。

3 ページでは、届出制度により誘導、あるいは、景観重要建造物の保全ということで、許可制ですよ、勝手に変えないでくださいということなのですが、では、どういう景観

だったらいいのかということが景観計画でうたわれているという理解でいいですか。

●勝見地域計画課長 議案書の後ろのほうに景観形成基準がございまして、実際に建物を建てる時に計画にあたって配慮しなければならないことについて、例えば、建物の配置や外構、色彩など、いろいろな項目ごとに記載している基準がございます。この基準につきましては、景観法に基づいて景観計画を定め、景観計画の中に景観形成基準を書くという立てつけになっております。また、計画に基づいて届出をしなければならない詳細を条例で定めております。

法律に基づいて届出をしていただき、計画の中に建物の色や配置、緑化などのいろいろな基準を定め、事業者はそれを見ながら協議して進めていくというルールになっております。

●岸会長 罰則規定などは景観計画ではない別のところにあるということですね。  
罰則規定はあるのですか。

●勝見地域計画課長 届出をしなければならないものに対して届出をしなかったりしたときの規定はございますが、あくまでも届出、協議です。ただ、景観形成基準として定めている基準に明らかに合っていないときには勧告などの制度もございます。

●岸会長 逆に言うと、コントロールできるのはそこまでなのですね。

●勝見地域計画課長 高さを超えていて合っていないときなどは、都市計画法や建築基準法に基づく高さの制限を定めて建築確認制度と連動するなどの制度と組み合わせながら運用していくという立てつけになっております。

●岸会長 核心のところをかわされて答えられているのですけれども、例えば、ある漫画家が自宅にすごく派手なペイントをして話題になりましたが、札幌市の場合はそういうところは勧告となるのですね。

●勝見地域計画課長 さらに強いものとなると変更命令の制度もございます。

●岸会長 そういうものがあるのですね。分かりました。  
ほかにございませんか。

●池田委員 2点あります。  
一つ目は、眺望の件です。

重点眺望として定めたさっぽろテレビ塔からの景色については、どんなに高層部の厚みを薄くしたとしても、薄くしたものが建ち並べば、結果として山が見えなくなってしまう。ですから、厚みを薄くすることに対し、もう少し厳しい景観条例があってもいいのではないかと思います。

テレビ塔の上から山が見えるという今の状態は、札幌市の全ての建物が関わってきますし、一件一件が対応したとしても結果として全体としては守られないということにつながりますので、そういったことも考えて取組をされるといいかなと思います。

もう一点は、先ほども出たデジタルサイネージに関する基準についてです。

デジタルサイネージは普通の広告物と違っていろいろなものが映されてしまうので、その中身がどういうものかに影響を受けると思います。配信する映像というのでしょうか、そのものがこの基準の対象なのか、あるいは、デジタルサイネージを設置することが基準なのかはこのままでは分からないので、その点は整理していただければと思います。

また、実際に映すものに関しては、あまりにぴかぴかしていると子どものてんかんの問題がありますし、夜間は、薄野などではいいのかもしれませんが、夜間眺望としては、夜景も大事だけれども、夜に暗いということも市民を守る上では重要になると思います。例えば、掲示をできる時間帯を制限することのほか、明るさそのものにも考慮していただけるといいなと思います。

●勝見地域計画課長 まず、2点目のデジタルサイネージについてです。

デジタルサイネージにつきましては、景観形成上の影響が大きいということで、今後、ガイドラインの策定などを検討していきたいと考えております。サイネージの大きさや掲示する位置、明るさなど、数値基準として決められるもののほか、内容についてなど、普通の看板とは違い、いろいろな観点で検討していかなければならないと考えております。

今後、屋外広告物条例と連携し、どこまでを数値基準で定めて規制するのか、また、内容について、ふさわしくないものの例をガイドラインとして出すなど、いろいろな角度からどういったガイドラインが望ましいかを議論していきたいと考えております。

高さについては、先ほどの回答と重複しますが、現在のところ、一律に定めるのではなく、景観プレ・アドバイスなどの協議を通じて誘導していきたいと考えております。現在、部会で土地利用計画制度の運用の検討も進めているところですので、景観と都市計画制度の在り方などについては引き続き検討を掘り下げていきたいと考えております。

●岸会長 ほかにございませんか。

●横田委員 デジタルサイネージについてです。

私が札幌のまちの中で気になっているのは広告のトラックです。物すごく大きいですし、その上、大音量で走っています。景観とは関係がないのかもしれないですけども、

目にも耳にも入ってくるので、デジタルサイネージの続きで考慮していただければ大変うれしいです。

●勝見地域計画課長 ご意見をありがとうございます。

計画の改定を進めていく中でアドトラックについても議論になったところです。そこらは景観計画の対象とはなっておりませんで、音なども含め、環境局や屋外広告物の部署で対応について検討中と聞いているところです。

●岸会長 ほかにございませんか。

私から、次回の確認をさせていただきます。

今回は意見聴取ですから、諮問とは違いますよね。次回も今日みたいに説明されるのでしようけれども、今みたいにいろいろな意見が出てきたら、そういう意見が出てきましたということが景観審議会に行くのですか。

●勝見地域計画課長 意見聴取案件の取扱いについては、個別の意見を審議会に伝えるということではなく、今回の景観計画の改定案に対し、都市計画審議会として意見を付すかどうかを議論して決めいただくことを考えております。

●岸会長 そうすると、次回の審議では、いろいろな意見が出て、それを付しますかという決議を採るのですか。それとも、あとは事務局にご一任、会長に任せてくださいということになるのですか。

やり方が見えていないところがあるのです。多分、皆さんも、意見聴取とは何だろうと思っ  
ていると思いますし、付すというのはどうすればいいのか、私の中では分からないのです。

●勝見地域計画課長 説明が難しいので、次回の意見聴取の冒頭で、どういった観点で議論をしたらいいかという整理を含め、事務局から分かりやすくお示ししてから説明に入らせていただきたいと思います。

●岸会長 個別の意見が出たときに最後に都市計画審議会としてどうまとめるか、流れについて示していただければと思います。

●勝見地域計画課長 承知しました。

●岸会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

◎もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価手続について

●岸会長 続いて、報告第1号のもみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価手続についてです。

準備ができましたら、担当部局からご説明をお願いいたします。

●加藤調整担当課長 報告第1号のもみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価手続についてご報告いたします。

前方のスクリーンまたはお手元の資料のどちらかをご覧ください。

2ページをご覧ください。

本日ご説明する項目は、都市計画審議会での報告について、もみじ台地域の土地利用再編について、環境影響評価の概要について、計画段階環境配慮書での検討内容、配慮書に係る意見収集の五つの項目になります。

お示した順番にご説明してまいります。

3ページをご覧ください。

まず、一つ目の都市計画審議会での報告についてです。

4ページをご覧ください。

札幌市では、令和5年度よりもみじ台地域における土地利用再編について検討を進めております。札幌市環境影響評価条例では、環境に与える影響が大きい事業に関して、あらかじめその事業が環境へ与える影響を調査、予測、評価することとしており、環境への適正な配慮を確保するため、土地利用再編の検討と並行して環境影響評価の手続を実施しております。

また、札幌市環境影響評価条例においては、環境影響評価の手続を都市計画変更の手続と併せて行うことになっており、環境影響評価の手続のうち、最初のステップである計画段階環境配慮書、いわゆる配慮書の縦覧や環境影響評価審議会への説明を今回行ったことから、都市計画審議会においても配慮書の内容についてご報告させていただきます。

なお、土地利用再編に伴う都市計画変更につきましては、令和9年度を行うことを予定しておりますが、都市計画変更の内容がまとまりましたら、本審議会に別途事前説明とお諮りを順次させていただきますので、よろしくお願いいたします。

5ページをご覧ください。

ここからは、既に環境影響評価審議会でご説明した内容と同様の内容をご報告させていただきます。

6ページをご覧ください。

もみじ台地域の土地利用再編についてです。

7ページをご覧ください。

こちらのスライドは、もみじ台地域の位置をお示ししております。もみじ台地域は、札

幌市の中心部から南東へ約12km離れたところに位置する郊外住宅地です。

8ページをご覧ください。

もみじ台地域は赤色で囲まれたエリアであり、JRの新札幌駅、地下鉄東西線の新さっぽろ駅からもみじ台地域の中心部までは2kmほどの距離となっています。また、もみじ台地域の面積は約242haとなっております。

9ページをご覧ください。

もみじ台地域の概要についてです。

もみじ台地域は、昭和43年に都市計画決定を行い、昭和46年から市営住宅の建設が始まりました。当時の人口増加に対応し、市営住宅は昭和61年まで順次整備を進め、約5,500戸にまで達しました。また、市営住宅の整備と併せて戸建て住宅の建築も進み、昭和60年頃に人口のピークに達し、約2.6万人が居住する大規模な住宅地に発展しました。

市営住宅建設開始の5年後にはコミュニティー施設であるもみじ台管理センターが建設され、また、人口増加に合わせ、小・中学校が随時開校していきました。一方、昭和60年代に人口のピークを迎えた以降、この地域では人口減少や高齢化が進み始め、現在では、学校の統廃合を経て小学校2校、中学校1校となっています。また、市営住宅をはじめとする公共施設の老朽化も進んでおります。

10ページをご覧ください。

こちらの表は、現在のもみじ台地域の人口分布を示しています。近年は、人口減少や少子高齢化が顕著に進行しており、上側の赤色の囲みのとおり、65歳以上の高齢者の割合が50%を超える状況となっています。また、下の赤色の囲みのとおり、若年層、いわゆる児童生徒に該当する割合が非常に少なくなっていることがこの地域の特徴であり、課題となっている点です。

11ページをご覧ください。

こちらの図で着色されている箇所は、市営住宅の現況です。

もみじ台地域の市営住宅は全146棟、5,530戸に及び、市内の全市営住宅の約20%を占めております。また、敷地面積はもみじ台地域全体の約20%を占めています。これらの住宅は、建築から50年以上が経過し、公共施設も含めて老朽化が進んでおり、今後、順次、更新時期を迎えることになります。

12ページをご覧ください。

このような状況において、札幌市では、令和6年3月にもみじ台地域まちづくり指針を策定しました。この指針では、今後導入が望まれる機能や土地利用の方向性を整理しました。

右の図は、まちづくり指針で示された土地利用再編のイメージです。青色を多様な機能を誘導する活力・共生エリア、黄色を地域の中心としたにぎわい・交流エリア、緑色を安心・快適な居住エリアと位置づけております。

現在は、まちづくり指針が示す土地利用の方向性や実現化のための方策をより具体化し

た（仮称）もみじ台地域土地利用再編方針を策定するため、検討を進めております。なお、土地利用再編方針を踏まえた都市計画の変更については、さきにご説明したとおり令和9年度を予定しております。

13ページをご覧ください。

ここからは、環境影響評価の概要についてです。

14ページをご覧ください。

環境影響評価は、さきの第1清掃工場の事前説明でもご紹介がありましたが、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業について、周辺の暮らしや自然にどのような影響が出るかを事前に調査、予測、評価する仕組みです。この環境影響評価は段階的に進めていく制度であり、さきの第1清掃工場では準備書の段階のご説明がありましたが、今回の我々の事業では配慮書の段階であり、事業の計画段階において環境保全のために配慮すべき事項を検討する最初のステップとなります。

15ページをご覧ください。

本事業では、市営住宅の再整備、義務教育学校の設置、市営住宅の再整備により創出された跡地の活用など、一体的に複合開発事業を行うことを予定しており、事業実施想定面積は全体で約59haとなります。これは、条例で定める環境影響評価を行う必要のある複合開発事業50ha以上の要件に該当するため、環境影響評価の手続を実施しております。

16ページをご覧ください。

ここからは、計画段階環境配慮書での検討内容についてです。

17ページをご覧ください。

配慮書では、札幌市環境影響評価技術指針に基づき、事業の特性や地域の概況を踏まえ、工事中及び供用後に影響を及ぼす環境要因を抽出しております。

本事業では、資料の表で赤い四角マークをつけた項目を計画段階配慮事項として選定しております。これらの選定項目については、環境影響評価の次のステップである方法書以降の手続の中で具体的な評価方法を検討し、現地調査を行った上で環境への影響を評価していくことになります。

なお、この評価項目を含む配慮書の内容について、去る7月16日に札幌市環境影響評価審議会が開催され、内容と妥当性をお諮りしました。

18ページをご覧ください。

札幌市環境影響評価技術指針では、配慮書において検討すべき事項として、計画の初期段階において事業の規模と構造物等の構造、配置について、それぞれ複数案を設定し、比較、検討を行うこととなっております。このため、本事業では、周辺環境への影響が大きいことが想定される事柄を抽出し、事業の規模や構造物等の構造、配置に関してこのスライドにお示しした事項を仮定し、検討を行いました。

一つ目に、事業の規模に関する項目では、現在、S団地と呼ばれる南側の団地の14号棟から31号棟がある箇所をセンターゾーンと呼んでおりますが、ここに大型店を誘致するこ

とを想定しました。大型店の店舗面積について複数案を設定し、大気質、騒音、振動の予測、評価を行っております。

二つ目に、構造物等の構造、配置では、もみじ台東公園に市営住宅を建築した際の構造や配置、高さや配置について複数案を設定し、日照阻害の影響の予測、評価を行いました。

19ページをご覧ください。

一つ目の事業の規模に関する検討についてです。

まず、右の図の緑色の点線で囲ったエリアがS団地と呼ばれる現在市営住宅となっているところです。このセンターゾーンについて、この後、市営住宅の建て替えで機能集約をして跡地とし、市営住宅の再整備でこの跡地を活用する想定の下、大型店を誘致した際の影響について複数案を設定しました。

仮に大型店が整備された場合の条件として、店舗面積が2万㎡のA案と3万㎡のB案を設定しました。施設の供用によって周辺道路の交通量が増加することに伴う大気質、騒音、振動の3項目について、環境への影響を確認しました。

20ページをご覧ください。

この評価では、施設への来客による自動車の交通量を予測し、その結果を用いて大気質、騒音、振動の予測を行いました。

まずは、将来の交通量の予測結果をお示しします。

結果として、規模の大きいB案のほうが交通量が多くなる想定となるため、より環境負荷が大きくなるB案の数値を予測条件として各項目の予測を行っております。

21ページをご覧ください。

大気質の予測結果についてです。

標準的な手法を用いて将来の沿道の大気環境を予測しました。その結果、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測値は全ての地点で大気汚染に係る環境基準以下となっており、供用後においても周辺環境は保全目標に適合していると評価しております。

22ページをご覧ください。

次に、騒音の予測結果についてです。

こちらも、道路交通騒音の予測モデルに示された一般的な手法を用いて将来の沿道騒音レベルを予測しました。その結果、交通量の多いB案においても、全ての地点において昼間、夜間ともに騒音に係る環境基準以下の予測値となっており、供用後の騒音についても周辺環境は保全目標に適合しているという結果になりました。

23ページをご覧ください。

最後に、振動の予測結果についてです。

振動についても、騒音の予測と同様に道路環境影響評価の技術手法に示された一般的な手法を用いて将来の沿道の振動レベルを予測しました。その結果、こちらも全ての地点において昼間、夜間ともに振動に係る要請限度を下回っており、供用後の振動においても周

辺環境は保全目標に適合していると評価しております。

以上より、仮に大型店を誘致した場合でも、大気質、騒音、振動の3項目全てにおいて環境基準等を満たしていることが確認できました。

24ページをご覧ください。

続いて、二つ目の構造物等の構造、配置に係る検討についてです。

右側の図にございますもみじ台東公園に新たな市営住宅の建築を想定した場合について、複数案を検討しております。

新たに整備される市営住宅の建物の高さや配置が異なる住宅A案と住宅B案を設定し、それぞれの案について日照阻害の予測、評価を行いました。

25ページをご覧ください。

日照阻害についても標準的な手法を用いて建物の配置や高さから冬至日における等時間日影図などを作成して予測を行っております。この結果、両案ともに敷地境界からの日影時間の制限値である5mから10mの範囲で日陰となる時間が3時間以下、10mを超える範囲で2時間以下という条例の制限値を満足しており、周辺環境は保全目標に適合すると評価しております。

26ページをご覧ください。

最後に、配慮書に係る意見収集についてです。

27ページをご覧ください。

現在、7月31日までを期限として、表にあるとおり、市役所や区役所等において配慮書の縦覧を行っております。また、環境保全の見地からご意見のある方については8月14日まで意見書を受け付けております。

それから、下の囲みですが、7月17日に環境影響評価に関する地域説明会を行い、54名の住民の方にご参加をいただきました。

地域説明会では、環境影響評価に関して、将来交通量の予測に関すること、環境影響評価の今後のスケジュール等についてご質問をいただき、回答させていただきました。

また、もみじ台地域の土地利用再編の事業についても質問があり、工事のスケジュールや市営住宅からの引っ越しの時期、もみじ台東公園への市営住宅の建設についてのご意見、ご質問をいただきました。こちらは、再編の方針を策定中だということを前提にご回答を差し上げたところです。

いただいたご意見も踏まえ、今後も引き続き検討していきます。

本日の報告は以上となりますが、土地利用再編に伴う都市計画の変更につきましては、内容がまとまり次第、改めて本審議会に諮問させていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

報告は以上になります。

●岸会長 ただいまの説明についてご質問やご意見等がございましたらお伺いいたします

す。

●川田委員 もみじ台地域については既に説明会等が行われているということです。

大型店が来ることを一つの例として挙げていらっしゃると思いますが、これはあくまでも例ということによろしいのでしょうか。

●加藤調整担当課長 おっしゃるとおりです。

環境影響評価の場合、工事が始まる前に評価を全て完了させなければいけないという観点から、どうしても、まだ定まっていない事項についても一定程度の影響を想定して評価するという立てつけになっております。

そのため、今、委員からご質問がございましたとおり、まだ確定したものではない状態で評価を行っております。

●岸会長 ほかにございませんか。

●長屋委員 私からは、要望が1点と質問が1点です。

本日の参考資料の事業の規模に関する大気質、騒音、振動及び構造物の配置に関する日照障害の予測結果について説明をいただきました。

これについて、もみじ台東公園周辺の住民から、公園の移設、8階建ての新団地の建設によって日当たりや日照権、圧迫感、プライバシーなどについての懸念が出されていたと承知しております。また、札幌市は2023年にこの公園に遊具更新といった再整備案を示していた経緯もあり、方針転換について、唐突だという住民からの意見が出ていたと聞いております。

資料の24ページには、この市住の整備については決まったものではありませんと注釈がありますし、本件は、現在、計画段階環境配慮書の段階であり、今後、方法書、準備書といった手続が重ねられていくものと承知しております。

先ほど、住民説明会をしたということもお聞きしましたが、今後においても住民の理解、納得、周辺の住民、市営住宅に入居されていた方々の理解、納得を置き去りにされることのないように要望として申し入れます。

質問です。

電波障害及び動植物の項目もありました。項目設定については理解するものですが、本日の資料には記載がありませんでしたので、配慮書の中でどのような調査、予測、評価が行われたのか、その結果、どのようになったのか、お聞きしたいと思います。

●加藤調整担当課長 まず、要望についてです。

今、委員からお話があったように、このエリアは人口も多いですし、地域の方からは

様々な声が届いております。我々が地域に積極的に入りまして、いろいろなチャンネルで対話をしているところです。

ご意見を伺うと、相反するような意見もあります。例えば、スピード感を一つ取っても、じっくりやりましょうという方もいらっしゃる、早くやってほしいという方もいらっしゃる。ただ、概して人口減少が加速度的に進んでいる状況で、まちを活性化していくという観点、閑静な住宅街という位置づけを保ったままよい状態にしていくには、時間をかけ過ぎると時期を逃してしまいますので、タイミングを見極めながら、かつ、しっかりと対話を繰り返していきたいと思います。

ご質問についてです。

実は、項目については、今はまだ環境影響評価を一般的に検討する事項として立てた段階でして、この先、この項目について、どういう方法で評価をしていくか、また、現地調査をしてどういう実態があるかを経て、今回、赤い四角マークをつけさせていただいた項目を調査するという事で環境影響評価審議会にお諮りしたところです。

ですから、配慮書の段階では電波障害や生態系に関するもの等についてはまだ評価ができておらず、今日お示ししたのは、配慮書の中で特に影響が大きいと今時点で想定されるものを一旦切り出し、先行して評価したことになります。

今後、段階が進みましたら随時ご報告させていただきますが、その中でこれらの項目が全て明らかになっていくので、もう少々お時間をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

●岸会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

●岸会長 以上で本日予定していた審議案件は全て終了しました。

最後に、全体を通して皆さんから何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

●岸会長 では、事務局から連絡事項等がございましたらお願いします。

#### 4. 閉 会

●事務局（滝上都市計画課長） 本日は、長時間にわたり、ご審議をいただき、ありがとうございました。

1点、連絡事項でございます。

先日、土地利用計画等検討部会の設置及び部会委員について委員の皆様にお知らせをさせていただきましたが、当部会については7月1日水曜日に第1回を開催し、今後の土地利用計画制度の見直しの論点案について議論をいたしました。

今後は、あと2回、部会を開催した後、11月の都市計画審議会において検討状況の報告をさせていただく予定です。

最後に、次回の審議会は、9月11日金曜日、会場は市役所本庁舎12階の1号から3号会議室を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして第137回札幌市都市計画審議会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上

第137回札幌市都市計画審議会出席者

委員（20名出席）

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 池 田 敦 子   | 北海道大学大学院保健科学研究院教授        |
| 石 嶋 芳 臣   | 北海学園大学経営学部教授             |
| 伊 田 十 和   | 市民                       |
| 今 井 健     | 北海道建設部まちづくり局長            |
| 岩 崎 靖 一   | 北海道警察本部交通部長（代理出席 上野貴弘）   |
| 上 原 昌 二   | 市民                       |
| うるしはら 直 子 | 札幌市議会議員                  |
| 川 田 ただひさ  | 札幌市議会議員                  |
| 岸 邦 宏     | 北海道大学大学院工学研究院教授          |
| 木 下 和 朗   | 北海道大学大学院法学研究科教授          |
| 空 閑 健     | 北海道開発局開発監理部次長（代理出席 木村康一） |
| 小 口 智 久   | 札幌市議会議員                  |
| 小 竹 ともこ   | 札幌市議会議員                  |
| 竹 原 慎 雅   | 札幌商工会議所都市交通委員会委員長        |
| 中 村 真 実   | 市民                       |
| 長 屋 いずみ   | 札幌市議会議員                  |
| 水 上 美 華   | 札幌市議会議員                  |
| 山 田 洋 子   | 市民                       |
| 横 田 香 世   | 市民                       |
| 渡 部 典 大   | 北海道大学大学院工学研究院准教授         |